

アクチュアリー行動基準第9条第2項に基づく書面の提出に関する規則

令和3年9月14日制定

(総則)

第1条 この規則は、公益社団法人日本アクチュアリー会（以下「本会」という。）のアクチュアリー行動基準（以下「行動基準」という。）第9条第2項に基づく書面の提出およびそれに関する手続きを定めることを目的とする。

(疑義の表明)

第2条 本会の会員（以下、「会員」という。）は、行動基準第9条第2項に基づき、自己または他の会員の行う専門業務の内容について専門職能者として疑義がある場合には、本会にその理由等を明示した書面を提出する（以下、「疑義の表明」という。）ことができる。

2 疑義の表明をしようとする会員（以下「疑義の表明者」という。）は、本会事務局（以下、「事務局」という。）に対して、疑義の表明の対象となる会員（以下、「疑義の対象者」という。）に関する疑義の内容について、「疑義の表明に関する書式例」（第1号様式）にならい記載した書面を提出することにより疑義を表明する。

3 疑義の表明者は、疑義の表明に際して本会に提示する情報に法令等または守秘義務契約等違反の恐れがないと認識している旨を「疑義の表明に関する書式例」（第1号様式）に従い記載する。

(内容の確認)

第3条 事務局は、疑義の表明があった場合には、内容が以下の項目すべてに該当するか確認する。

(1) 疑義の対象者が会員であること。

(2) 疑義の対象者の行為が事実であれば懲戒事由に当たる可能性が高いこと。

(3) 前号の行為を裏付ける客観的で明確な情報が提示されていること。

2 前項の確認にあたっては、事務局は、必要に応じて疑義の表明者に連絡し、追加の説明を求めることができる。

3 事務局は確認した内容を理事長に報告し、理事長が、第1項各号に該当すると判断した場合には、第4条に定める調査を行う。

4 理事長が、第1項各号のいずれかに該当しないと判断した場合には、理事長による懲戒請求を行わない旨を、その理由を付して疑義の表明者に通知する。

(調査の実施)

第4条 理事長は、疑義の表明にて提示された内容の調査を事務局に指示する。

2 前項の調査にあたっては、疑義の表明者および疑義の対象者のプライバシーに十分配慮することとし、必要に応じて疑義の対象者へ直接質問を行うことを含む。疑義の対象者への直接質問に際しては、事務局は、疑義の対象者に対して疑義の表明がなされている旨を伝えた上で、調査に必要な質問を提示し回答を求める。

3 事務局は、調査の結果を理事長に報告する。

(意見聴取)

第5条 理事長は、疑義の表明者および疑義の対象者のプライバシーに十分配慮しつつ、必要に応じて、理事の中から疑義の表明者および疑義の対象者と利害関係がないと考えられる者5名以内を選び、当該理事に対して疑義の表明の内容や調査結果を提示し、懲戒請求の適否について意見を求めることができる。

(理事長による懲戒請求の判断)

第6条 理事長は、前条までの手続きを踏まえ、懲戒請求の適否を判断する。懲戒請求が適当と判断した場合、懲戒委員会に懲戒請求を行う。

2 理事長は、前項の判断結果について、その理由を付して疑義の表明者に通知し、また、第4条に基づき実施する調査において疑義の対象者に対して疑義の表明がなされている旨を伝えた場合には、前項の判断結果およびその理由を疑義の対象者に通知する。

(本規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

[疑義の表明に関する書式例] (別の用紙に次のように記載してください)

疑義の表明

公益社団法人日本アクチュアリー会
事務局 御中

疑義の表明者

氏名 ○○ ○○
会員番号 ○○○○○
住所 〒○○○-○○○ ○○市○○区○○
電話番号 ○○○-○○○-○○○
メールアドレス ○○○○○○○○○○

疑義の対象者

氏名 ○○ ○○
(所属 ○○○○会社)

疑義の表明の内容

○○(疑義の対象者)の○○に関する行為等に対して疑義を表明する。

疑義の表明を行う理由

疑義の表明に至る経緯、懲戒事由に至ると考える対象者の行為等を順序よく具体的にわかりやすく記載してください。

添付資料

- ① 上記の疑義の表明を行う理由に関する資料等
- ② その他、理事長が懲戒請求の適否を判断するために有用と考えられる資料等

上記の情報(添付資料を含む)を日本アクチュアリー会に提供することについて、法令等または守秘義務契約等の観点から違反の恐れはありません。

(提出日) ○○年○○月○○日
疑義の表明者氏名 _____ (直筆サイン)

【提出にあたって】

- ・事務局は、疑義の表明の内容について、事実関係を十分に調査する必要があるため、疑義の表明者に連絡する場合がありますので、電話番号、メールアドレスは連絡が付きものを記載してください。
- ・提出された書類は返還できません。

(公益社団法人日本アクチュアリー会)

- ・〒104-6002 東京都中央区晴海 1-8-10 晴海アイランド トリトンスカイ7 オフィスタワー X2 階
- ・電話 03-5548-6033